

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【保健福祉局保健衛生部食肉センター】2
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】3

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】4
- 特定調達契約の相手方の決定【消防局総務部総務課】5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【総務局総務部総務課】6

北九州市告示第162号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立食肉センターにおける手数料及び使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月17日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
北九州食肉センター企業組合	北九州市小倉北区末広二丁目3番7号	令和5年4月1日から同年6月30日まで

北九州市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和5年4月17日

北九州市長 武内和久

- 1 認可地縁団体の名称
小倉南区上横代自治会
- 2 代表者の変更

変更年月日	変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
—	変更前	真田哲彌	小倉南区大字横代129番地の4
令和4年4月1日	変更後	坪木敏弘	小倉南区大字横代98番地
令和5年4月1日	変更後	安野範彦	小倉南区大字横代150番地の3

北九州市公告第 232 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 17 日

北九州市長 武内和久

- 1 特定役務の名称及び数量
庁内イントラネットセキュリティ監視・管理業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 5 年 3 月 30 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日鉄ソリューションズ株式会社
IT インフラソリューション事業本部
営業本部九州営業グループ
北九州市八幡東区東田一丁目 5 番 7 号
- 5 契約金額
3,011 万 7,120 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第 2 3 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 1 7 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
令和 5 年度消防通信指令システム保守業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市消防局総務部総務課
北九州市小倉北区大手町 3 番 9 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 5 年 3 月 2 4 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社 九州支社
福岡市中央区天神一丁目 1 0 番 2 0 号
- 5 契約金額
1 億 5 , 9 6 3 万 8 , 8 2 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため。

北九州市公告第234号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年4月17日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量
北九州市本庁舎他1箇所電力供給 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和5年7月1日から令和6年6月30日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎
北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市小倉北区役所庁舎
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業の登録を受けている者であること。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を伝えた上で、令和5年5月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市総務局総務部総務課

イ 期間 公告の日から令和5年5月29日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月30日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和5年5月23日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和5年5月8日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市総務局総務部総務課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年5月8日午後5時まで必着のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年5月29日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所

イ 日時 令和5年5月30日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務局総務部総務課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2013

6 Summary

- (1) The contract item up for tender:
Power supply to Kitakyushu City Hall and Kokurakita Ward Office.
- (2) Deadline of Tender (by hand)
2:00p.m. May 30, 2023
- (3) Deadline of Tender (by mail)
5:00p.m. May 29, 2023
- (4) For further information, please contact:
General Affairs Division, General Affairs Department,
General Affairs Bureau, City of Kitakyushu